市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード（予定）	制度の所管官庁等	項目（予定）	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項（事業名）	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
	制度上、民間事業者の参入を阻害するような特段の規制はない。	d		情報管理等を考慮した上で、可能なものから民間委託を推進していく。よって、「市場化テスト」として特記する必要はないと考える。		zB150001	全省庁	府省における官房基幹業務	5042	5042B001	1	民間企業	1	府省における官房基幹業務	現在、各府省にて行なわれている物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費の各業務、（いわゆる官房５業務、以下官房基幹業務という）を「市場化テスト」の対象とする。	「電子政府構築計画」（2004年6月改定）に基づき「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」が各府省CIO連絡会議にて決定され、2004年9月に発表されている。同最適化計画においては、「職員による判断を必要としない業務については、機械的に外部委託を図る」との方針が示されているが、外部委託化の対象範囲や時期に関しては、各府省の判断に委ねられているとも考えられる。外部委託対象範囲の決定の段階から「市場化テスト」の概念を取り入れ、官民の知恵を競争させることが、業務の質の向上	「官房基幹業務」の「市場化テスト」が実施される場合、各府省職員による判断を必要としない全ての業務を民間が受託することが可能であると考える。府省共通の情報システムが開発されることから、各府省での業務の標準化はその前提であると想定され、「官房基幹業務サービスセンター」に府省共通業務の集約を図ることにより、業務効率の向上が見込まれるものと考える。	①性能発注方式による入札条件の設定 ②サービスの質を評価する総合評価基準の採用 ③リスクが適切に発注者・受託者に配分されること ④対象業務が細分化されず十分な規模と期間を持つこと ⑤各府省の業務の標準化が十分に行なわれ一括して受託が可能であること
なし	中小企業者が必要な情報を場所・時間に制約されることなく公平に提供するために、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」という）において、中小企業情報のポータルサイトであるＪ－Ｎｅｔ２１を運営している。その特徴は以下のとおり。 （１）中小機構が、インターネットを通じて検索等が統一的に行える集中管理システムを作成し、ワンストップサービスとして政府の施策、中小企業支援機関の事業内容、民間企業の事業活動等の情報を無償で提供している。 （２）中小機構は、都道府県等中小企業支援センター、地域中小企業支援センターと連携して、中小企業者に対する窓口相談、専門家派遣、各種セミナーの開催等を実施し、中小企業者との密接な関係を有するとともに、ここで得た情報とノウハウをもとにＪ－Ｎｅｔ２１の各種コンテンツを作成して提供している。 （３）Ｊ－Ｎｅｔ２１の運用にあたっては、システムの保守運用、データの作成、その他において、アウトソーシングを行い、迅速な情報提供と効率化を図っている。	c	なし	（１）当該事業は、国の中小企業施策情報の提供を公平適正かつ効率的に行うことを目的として実施しているものであり、以下の理由から中小機構に中小企業施策情報の提供事業を担わせることが、事業の効率性と情報の質の高さの両面から適当と考えている。 ①中小機構は、中小企業者に対し必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債権保証等、中小企業の事業活動の活性化のための総合的支援事業を幅広く実施するために設立された法人であり、中小企業支援について専門的知識を有している。したがって、情報の発信からそれに対する民間事業者からの経営相談受付・問題解決支援まで、専門的見地から効率的かつ一貫して対処できる法人である。 ②中小機構は、厚生労働省など他省庁、また農工会・商工会議所や都道府県等中小企業支援センターなどのいわゆる「中小企業支援関係団体」との公的ネットワークを有し、それらの情報を一元化し、情報源に容易にアクセスさせ常に最新の情報を入手することができる。つまり最新の情報を広い情報源から低いコストで容易に集めることができ、発信することが可能な法人である。 （２）中小機構が実際に事業を運営するにあたっては、具体的なシステムの保守運用やコンテンツ作成について民間企業に競争入札を実施、業務プロセスの効率化という観点においては、既に民間活力を活用しているところ。 （３）また、現在民間大手のポータルサイトと相互にリンクを張っており、民間を経由した情報提供も行っている。		zB150002	中小企業庁	支援センター等交流ネットワーク事業	5049	5049B004	1	民間企業	4	支援センター等交流ネットワーク事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施している「支援センター等交流ネットワーク事業」（中小企業支援に関する各種情報の提供、検索等を総合的に行えるポータルサイトの運営）で提供している中小企業への情報提供サービスを担う	現在提供されているサービスを民間企業が実施することで以下のメリットが得られると考えられる。 ・中小企業が欲する情報の一元的な提供 ・政府の支援事業と民間企業が提供するサービスとを連携させた情報の提供	独立行政法人中小企業基盤整備機構がJ-net21で実施している中小企業への情報提供サービス	
－	中小企業基盤整備機構の管理部門業務については、平成１６年の三法人の統合時に、業務の整理・合理化を図り定員を削減している。また、業務の効率的な運営を行っているところ。制度上、民間業者の参入を阻害するような特段の規制はなく、民間委託を視野に入れてはいるが、現状では機構の職員が業務を行っている。	d	－	管理部門については中期計画で定めているとおり、平成２０年度（中期計画最終年度）までに段階的に外部専門事業者等を活用した民間等への委託（アウトソーシング）を進めるべく、現在検討中である。なお、研修・相談・資金調達支援、中小企業の再生支援や共済制度などの事業について、民間で充分に受託提供可能であるかは個別業務ごとに別途検討が必要である。		zB150003	経済産業省	中小企業の事業活動の支援育成業務の受託	5059	5059B019	1	市場化テスト推進協議会	19	中小企業の事業活動の支援育成業務の受託	当該独立行政法人の総務・経理・労務などの管理部門業務について集約して市場化テストの対象とされたい。	研修・相談・資金調達支援、中小企業の再生支援や共済制度などの事業については民間で充分に受託提供可能である。	独立行政法人中小企業基盤整備機構	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード（予定）	制度の所管官庁等	項目（予定）	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項（事業名）	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
	電源立地推進調整等事業における広報活動については、民間団体等に委託をする方法で事業を行っている。	d		広報事業については、既に民間に開放されており、政府として実施することが必要な事業に限り、民間に委託して実施している。このため、市場化テストの対象とはなりえない。他方、広報事業の民間への委託については、１８年度以降、これ迄委託先が固定化していたものも含め、原則、企画競争による契約方式等に切り替えることとしている。（可能なものは平成１７年度より実施）。		zB150004	経済産業省	広報活動の受託	5059	5059B023	1	市場化テスト推進協議会	23	広報活動の受託	電源立地推進調整等事業における広報活動を市場化テストの対象とされたい。	エネルギーに関するシンポジウムの企画運営などを含む事業であり、民間でも充分運営できるほか、競争を実施することでより効率的に運営することが可能である。		
-	提案に挙げられている業務について、現行の制度上、民間事業者の参入を特に阻害するような規制はない。	d		各機関の管理業務については、各々の業務内容や個人情報等の管理等を十分に考慮した上で、民間への委託が可能な業務から民間委託を進めてきているところ。このため、改めて「市場化テストの民間提案事項」として選定・実施の必要はないと思われる。 各機関の管理業務については、各々の業務内容や個人情報等の管理等を十分に考慮した上で、民間への委託が可能な業務から民間委託を進めてきているところ。このため、改めて「市場化テストの民間提案事項」として選定・実施の必要はないと思われる。委託例としては、情報ネットワークシステムの維持管理及び運用、旅費業務のアウトソーシング等が挙げられる。 　なお、製品評価技術基盤機構については、技術的法規制の執行を担う機関であり、いわゆる研究機関とは性質を異にするもの。		zB150005	経済産業省、農林水産省、厚生労働省、環境省	各省庁所管の一括研究機関の会計･人事、その他研究支援等バックオフィス関係事務の市場化テスト	5066	5066B001	1	トランスコスモス株式会社 NCNサービス統括　サービス企画部 益村勝将	1	各省庁所管の一括研究機関の会計･人事、その他研究支援等バックオフィス関係事務の市場化テスト	産業技術総合研究所、NEDO、製品評価技術基盤機構、農業・生物系特定産業技術研究機構作物研究所、農業生物資源研究所、食品総合研究所、森林総合研究所、農業環境技術研究所、水産総合研究センター、国立健康・栄養研究所、医薬品医療機器総合機構、国立環境研究所等の研究機関系独立行政法人が実施している財務・経理、人事、総務、購買、情報システム（システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど）、法務、広報等の業務の一括市場化テスト	現在、財務・経理、人事、総務、購買、情報システム（システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど）、法務、広報等の業務はそれぞれの自治体で個別に業務を行っているが、これらの業務には共通性が高い。 次のような効果が期待できる。 1.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができ	左記の業務の中で支払い管理、一般会計、給与計算、入金管理、情報システム運用、旅費・経費生産、ITヘルプデスク、備品購入、福利厚生などの業務の標準化ができて、かつ他研究機関と差別化の要因にならない業務を抽出し、これらの業務を提供するアウトソーシング会社との間で市場化テストを実施する	
統計法、 統計法施行令	経済産業省の承認統計調査は、統計報告調整法に基づき総務大臣の承認を受けて実施している。承認統計調査事務については、包括的な民間委託を含め多様様的な民間委託を実施している。 一方、経済産業省の指定統計調査は、統計法に基づき総務大臣の承認を受けて実施している。指定統計調査事務については、データ入力、統計表の作成、調査票の管理等の一部の業務を民間委託しているところ。 ※　指定統計調査事務の一層の民間委託を推進するにあたっては、統計法第10条（統計官及び統計主事、第12条（統計調査員）、第13条（実地調査）、第19条の２（罰則）等が鑑、都道府県等が実施主体となることを前提としている時点より と考えられることから、統計関係法令主管省の判断が必要と考えている。また、民間委託を進める際に、統計の質を一定水準以上に維持していくために必要な、法令等に基づく措置を含めた全体の制度設計のあり方について、内閣府に設置された経済社会統計整備推進委員会の後継組織及び統計関係法令主管等での検討・整理が進められるものと認識している。	b① ただし、企業経営実態調査、企業金融実態調査、中小企業経営調査、商業・サービス業現況調査、中小企業短期動向調査、下請中小企業短期動向調査及びエネルギー消費統計については	Ⅰ，Ⅱ，Ⅲいずれも指定統計に係る措置。ただし、Ⅰ，Ⅱに係っては統計関係法令主管省が必要と判断した場合に限る。	経済産業省は従来から統計業務の民間委託に積極的に取り組んでまたところ。 承認統計調査事務については、包括的な民間委託を含めた積極的な民間委託を実施しており、今後とも更なる民間委託を進めていく。 指定統計の民間委託については、 ①現行の統計関係法令上との解釈・運用 ②民間委託を進める際に、統計の質を一定水準以上に維持していくために必要な、法令等に基づく措置を含めた全体の制度設計のあり方 について、今後内閣府経済社会統計整備推進委員会の後継組織及び統計関係法令主管省において行われる整理を踏まえて具体的な検討を進めていきたい。 なお、中小企業庁の承認統計である企業経営実態調査及び企業金融環境実態調査は平成15年度に事年度で更換、また、中小企業経営調査及び商業・サービス業設備投資動向調査は既に廃止したものである。現在実施していない。さらに、下請中小企業短期動向調査は平成17年10月末の承認期限をもって廃止することとした。 平成17年度に資源エネルギー庁で実施予定のエネルギー消費統計のための試験調査（承認統計による実施を予定）については、昨年度と同様に民間委託による調査実施を予定している。	zB150007	内閣府 総務省 財務省 経済産業省	統計調査業務の市場化テスト	5068	5068B007	1	個人	7	統計調査業務の市場化テスト	統計調査業務の市場化テスト	現在、官が実施している指定統計・承認統計のうち、企業や事業所を被調査先とする統計調査事業に関する業務 具体的には以下の統計が想定される （内閣府所轄の承認統計）企業行動に関するアンケート調査、法人企業景気予測調査 （総務省所轄の指定統計）個人企業経済調査、事業所・企業統計、サービス業基本調査 （経済産業省の指定統計）商業統計調査、企業統計調査、特定サービス産業実態調査、企業活動基本調査、 （中小企業庁所轄の承認統計）企業経営実態調査、企業金融環境実態調査、下請中小企業短期動向調査、中小企業経営調査、商業	統計調査業務に市場化テストを実施することにより、以下のような効果実現が図られるものと期待される ・企業・事業所については、調査後の倒産や開業、合併・休眠・廃業などを迅速な反映 ・統計データの省庁間相互利用、民間活用の促進（アクセス改善） ・オンライン報告の導入の促進	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード（予定）	制度の所管官庁等	項目（予定）	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項（事業名）	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
産業活力再生特別措置法第２９条	中小企業は多種多様で地域性が強いといった特性がある為め、中小企業の再生支援にとりくむためには、こうした特性を踏まえ柔軟かつきめ細やかに対応することが不可欠。このような観点から、以下の措置を講じることとしている。 ①地域の実情に合わせた施策の展開を行うため、また支援措置についての一定の基準を確保するために、国で方向性を定め、その方向性を外れない範囲で中小企業の再生支援を行う機関が選定されるようにする必要がある。そこで、中小企業の再生支援についての基本的な考え方を明らかにし、関係支援機関の取り組みを促進するため、経済産業大臣は、中小企業の再生支援に関する基本的な事項を規定する支援指針を定め公表することとしている。（産業活力再生特別措置法第２５条） ②中小企業者の個別具体的な情報に触れるため、認定支援機関の認定は、公平性や中立性といった観点から厳密に行われる必要があるものの、一方のおいてその地域における経済や中小企業の実情に精通していることが求められる。このような公平性・中立性と、地域経済のつながり及の専門性との双方を有しているとして、商工会連合会、商工会議所及び中小企業支援法第７条第１項に規定する指定法人を再生支援に係る業務を行う者として認定し、（申請に基づく）これらの認定支援機関に中小企業の再生に必要な指導、助言等を行う事業の運営を行わせるものとする。（産業活力再生特別措置法第２９条の２） ③これら認定支援機関に有識者、関係機関の責任者、地方公共団体及び銀の地方長の責任者等からなる「中小企業再生支援協議会」をおくものとする（産業活力再生特別措置法第２９条の３）	d		・ 中小企業再生支援協議会が再生計画策定等を支援する際に、サービサーの活用が必要と認める場合には、現行制度下でも活用可能。 ・ 現在まで、サービサーに債権が譲渡されている企業の再生案件において、計画策定段階においてサービサー関係者が計画策定支援チームのメンバーとなり協力したケースもある。また、協議会がサービサーからの相談を受け、当該中小企業の再生を支援したケースもある。	「その他・要望」に関しては、中小企業庁ホームページにおいて開示済。	zB150008	経済産業省	計量検定所の検査業務の市場化テスト	5068	5068B014	1	個人	14	計量検定所の検査業務の市場化テスト	都道府県・特定市町村の計量検定所の検査業務の市場化テスト	現在、都道府県・特定市町村の計量検定所（及び指定定期検査機関）が実施している検査業務が実施されているが、民間には、すでに行政機関に代わって検査を実施（代検査）している計量士が存在し、実際に検査を実施しており、ノウハウ・経験を有しているため、また、計量証明事業者も類似のノウハウ・経験を有していることが考えられるため、市場化テストの趣旨に合致すると考えられるため	各都道府県の計量検定所の業務に市場化テストを実施することにより、コスト削減・サービスレベル向上が図られるものと期待される	
	公用車の運転業務については、国の職員と民間委託した企業の職員とで行っている。	c、d		公用車運転管理業務については、当該職員定年退職による補充分は外部委託を実施しているところです。今後ともそのように進めていく考えです。しかしながら、一部幹部については守秘義務を罰則で担保された国家公務員が対応することが必要と考えており、全てについて民間委託することはできないものと考えています。		zB150009	全省庁	公用車の運転業務受託	5069	5069B007	1	個人	7	公用車の運転業務受託	現在、省庁および国会議員に対して提供されている公用車サービスについて、そのサービス提供を市場化テストにかけるもの	公用車サービスは、基本的に民間のハイヤー、タクシー事業の業務内容となんら変わるところはなく、当該サービスが公務員によって提供されなければならない合理的理由は考え難い。	各省庁の幹部クラス、および国会議員に呈して提供されている公用車サービス	
		d		現在、情報システム運用やITヘルプデスク、また旅費等の業務において民間委託を実施しているところ。 今後も民間開放できるものは民間開放を行っていくところ。		zB150010	全府省	バックオフィス系業務の民間委託	5069	5069B009	1	個人	9	バックオフィス系業務の民間委託	省庁および特殊法人における財務・経理、人事、総務、購買、情報システム（システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど）、法務、広報などのバックオフィス業務を民間開放する	現在、財務・経理、人事、総務、購買、情報システム（システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど）、法務、広報等の業務は各省庁で個別に業務を行っているが、これらの業務には共通性が高い。	左記の業務の中で支払い管理、一般会計、給与計算、入金管理、情報システム運用、旅費・経費生産、ITヘルプデスク、備品購入、福利厚生などの業務の標準化ができて、かつ他自治体等の組織と差別化の要因にならない業務を抽出し、これらの業務を提供するアウトソーシング会社との間で入札を行う。 次のような効果が期待できる。 1.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができ、政	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード（予定）	制度の所管官庁等	項目（予定）	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項（事業名）	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
日本電気計器検定所法第２３条	日本電気計器検定所は、電気計器について、計量法の検定等を実施している。	d	－	日本電気計器検定所が実施している計量法に基づく電気計器の検定については、既に民間事業者の参入が可能であり、基準を満たす者であれば、指定検定機関として、同様の業務を行うことができる。		zB150011	経済産業省	日本電気計器検定所の検定検査の事務手続きの市場化テスト	5070	5070B013	1	個人	13	日本電気計器検定所の検定検査の事務手続きの市場化テスト	日本電気計器検定所の検定検査事務の事務手続きを市場化テストにかける	本法人の検定業務における事務手続きは単純業務であり、できるだけ効率的かつ低コストで実施することが望ましい。市場化テストを実施することで、改善を狙う。	市場化テストを実施することでコストダウンや検定期間の短縮等が期待できる。	
統計法、 統計法施行令	経済産業省の承認統計調査は、統計報告調整法に基づき総務大臣の承認を受けて実施している。承認統計調査事務については、包括的な民間委託を含めた積極的な民間委託を実施している。 一方、経済産業省の指定統計調査は、統計法に基づき総務大臣の承認を受けて実施している。指定統計調査事務については、データ入力、統計表の作成、調査票の保管等の一部の業務を民間委託しているところ。 ※　指定統計調査事務の一部の民間委託を推進するにあたっては、統計法第１０条（統計官及び統計主事）、第１２条（統計調査員）、第１３条（実地調査）、第１４条の２（罰則）等が強、都道府県等が実施主体となることを前提としている規定上より考えられることから、統計関係法令主管省の判断が必要と考えている。また、民間委託を進める際に、統計の質を一定水準以上に維持していくために必要な、法令等に基づく措置を含めた全体の制度設計のあり方について、内閣府に設置された経済社会統計整備推進委員会の後継組織及び統計関係法令主管官庁の検討・整理が進められるものと認識している。	b① ただし、企業経営実態調査、企業金融環境実態調査、中小企業経営調査、商業・サービス業動向調査、下請中小企業振興動向調査及びエネルギー消費統計については	Ⅰ，Ⅱ，Ⅲいずれも指定統計に係る措置。ただし、Ⅰ，Ⅱに関しては統計関係法令主管省が必要と判断した場合に限る。）	経済産業省は従来から統計業務の民間委託に積極的に取り組んできたところ。 承認統計調査事務については、包括的な民間委託を含めた積極的な民間委託を実施しており、今後とも更なる民間委託を進めていく。 指定統計の民間委託については、 1) 現行の統計関係法令との解釈・運用 2) 民間委託を進める際に、統計の質を一定水準以上に維持していくために必要な、法令等に基づく措置を含めた全体の制度設計のあり方 について、今後内閣府経済社会統計整備推進委員会の後継組織及び統計関係法令主管官庁において行われる整理を踏まえて具体的な検討を進めていきたい。 なお、中小企業庁の承認統計である企業経営実態調査及び企業金融環境実態調査は平成15年度に単年度で実施、また、中小企業経営調査及び商業・サービス業動向調査は既に廃止したものであり、現在実施していない。さらに、下請中小企業振興動向調査は平成17年10月末の承認期限をもって廃止することとした。 平成17年度に実施エネルギー庁で実施予定のエネルギー消費統計のための試験調査（承認統計による実施を予定）については、昨年度と同様に民間委託による調査実施を予定している。	zB150012	内閣府、総務省、財務省、経済産業省	統計調査事業	5084	5084B001	1	民間企業	1	統計調査事業	現在官が行っている指定統計・承認統計のうち、企業や事業所を被調査先とする統計調査事業に関する業務。 具体的には、調査実施時期や規模、法規制の緩和状況などの要件が揃えば、下記に掲げる調査事業などが市場化テストの対象になると考えます。 （内閣府所轄の承認統計）企業行動に関するアンケート調査、法人企業景気予測調査 （総務省所轄の指定統計）個人企業経済調査、事業所・企業統計、サービス業基本調査 （経済産業省の指定統計）商業統計調査、工業統計調査、特定サービス産業実態調査、企業活動基本調査、工場立地動向調査 （中	（１）　企業を被調査先とする調査は、調査後の倒産や開業、合併・休廃・商業などを迅速に反映できておらず、実態とのズレが生じているが、民間などの各種データを活用して統計データを更新すれば実態性を高められます。 （２）　民間の「名寄せ」の技術などを活用すれば、被調査先企業を効率的に一元管理でき、各種統計調査を一つのデータベースように登録・保管、多面的な検索が可能となり、民間活用を促進させることができる。 （３）　民間が先行するオンライン調査の技術が導入でき、より迅速な調査報告が可能となる。		
		c、d		ご提案のあった業務については順次外部委託を行っており、今後も順次進めて行（考えです。また、ワンストップ化についてはワンストップ化に望ましい業務についいては今後順次進めていくことを検討していくことと考えております。		zB150013	全府省	庁舎内サービスセンター事業	5092	5092B001	1	コクヨファニチャー株式会社	1	庁舎内サービスセンター事業	各部門に共通して存在し、現状多くの工数を投入してしまっている官庁職員のノンコア業務（必ずしも官庁職員が直接行わなくても良い業務）を効率的に民間事業者へアウトソースするため、庁舎内に当業務を集約したワンストップサービスセンター窓口を設ける。	市場化テストの本来の目的である「民間のノウハウを活用することによる官業の効率化」を図るため、「官民競争」ではなく「官民協業」によるアウトソース事業の推進を行いたい。部門多岐に渡っているノンコア業務をとりまとめて効率化を図る役所の担当窓口が現在までなかったため、今回の枠組みでご提案致します。	全ての中央省庁、都道府県庁、政令指定都市における総務庶務系バックオフィスサービス	別途添付資料があります。その内容については非公開を希望します。（理由：内容に弊社独自のノウハウについてご説明している部分があるため）

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード（予定）	制度の所管官庁等	項目（予定）	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項（事業名）	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
統計法、 統計法施行令	経済産業省の承認統計調査は、統計報告調整法に基づき総務大臣の承認を受けて実施している。承認統計調査事務については、包括的な民間委託を含めた積極的な民間委託を実施している。 一方、経済産業省の指定統計調査は、統計法に基づき総務大臣の承認を受けて実施している。指定統計調査事務については、データ入力、統計表の作成、調査票の保管等の一部の業務を民間委託しているところ。 ※　指定統計調査事務の一部の民間委託を推進するにあたっては、統計法第19条（統計官及び統計主管、第12条（統計調査員）、第13条（実地調査）、第19条の2（罰則）等が適、厳守用等が実施主体となることを前提としている規定ふりと考えられることから、統計関係法令主管省の判断が必要と考えている。また、民間委託を進める際に、統計の質を一定水準以上に維持していくために必要な、法令等に基づく措置を含めた全体の制度設計のあり方について、内閣府に設置された経済社会統計整備推進委員会の後継組織及び統計関係法令主管省での検討・整理が進められるものと認識している。	b①	Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ（いずれも指定統計に係る調査。ただし、Ⅰ，Ⅱ，Ⅲにあっては統計関係法令主管省が必要と判断した場合に限る。）	経済産業省は従来から統計業務の民間委託に積極的に取り組んできたところ。 承認統計調査事務については、包括的な民間委託を含めた積極的な民間委託を実施しており、今後とも更なる民間委託を進めていく。 指定統計の民間委託については、 1）現行の統計関係法令との解釈・運用 2）民間委託を進める際に、統計の質を一定水準以上に維持していくために必要な、法令等に基づく措置を含めた全体の制度設計のあり方 について、今後内閣府経済社会統計整備推進委員会の後継組織及び統計関係法令主管省において行われる整理を踏まえて具体的な検討を進めていきたい。		zB150014	内閣府、総務省、財務省、経済産業省	統計業務	5093	5093B002	1	大阪商工会議所	2	統計業務	・統計業務について、所轄官庁にかかわらず一緒に行った方が効率的なものについてはひとまとめにした上で、市場化テストに付す。	・統計業務には、かなりの専門性が必要。 ・政府においても人事異動等で一定の配慮はしているものの、「視野が広く厚みのある専門スタッフを確保・育成するには至っていない」（内閣府・経済社会統計整備推進委員会「政府統計の構造改革に向けて」より）。 ・民間事業者の中には統計のみを行っている業者も多く、専門的知識を擁する人材を十分に確保している。		
①工業所有権に関する手続等の特例に関する法律　第三十七条 ②独立行政法人工業所有権情報・研修館法　第十条	独立行政法人工業所有権情報・研修館において、民間企業を対象にした研修として、調査業務実務者育成研修及び中小・ベンチャー企業向けの特許侵害警告模擬研修を実施している。また、弁理士及び民間企業を対象にした研修として、審査基準討論研修を実施している。	c：対応不可	措置の分類が「c：対応不可」につき、該当する分類がないと思われる。	者に対する研修は、調査業務実施者の調査能力を担保するために独立行政法人工業所有権情報・研修館が行うものとされた法定研修である。特許庁の審査官が有する高度かつ専門的な知見、ノウハウを研修生に修得させることが主たる目的である本研修を民間において提供することは困難であるものと思料する。 法定研修以外の研修については、「知的財産推進計画２００５」においても政府が重点的に推進する施策として挙げられているところ、平成１７年度より中小・ベンチャー企業に対する基礎的な研修は実施しておらず、その専門性ゆえ民間での実施が困難かつ民間からの要望の高い特許侵害警告模擬研修や審査基準討論研修といった研修のみ実施している。同館が実施しないこととなった場合には、中小・ベンチャー企業や知財専門人材がこのような専門性ゆえ民間での実施が困難かつ民間からの要望が高い研修を受ける機会を失ってしまうことが懸念されるため、民間に開放することは不適当であると考える。		zB150015	経済産業省	知的人材の育成業務の開放	5093	5093B004	1	大阪商工会議所	4	知的人材の育成業務の開放	・独立行政法人工業所有権情報・研修館が行っている研修事業を中心に、市場化テストの活用を含め、民間開放を進める。	・独立行政法人工業所有権情報・研修館は行っている業務の中には、民に開放可能な部分がある。 ・とりわけ「中小・ベンチャー企業における知財人材の育成」など民間企業を対象にした研修事業については、民間コンサルタント会社など代替機能を担う存在が数多くあることから、同法人がその機能を担うべき必然性は薄れている。		
産業活力再生特別措置法第２９条	中小企業は多種多様で地域性が強いといった特性があるため、中小企業の再生支援にとりくむためには、こうした特性を踏まえ柔軟かつきめ細やかに対応することが不可欠。このような観点から、以下の措置を講じることとしている。 ①地域の実情に合わせた施策の展開を行うため、また支援措置についての一定の基準を確保するために、国で方向性を定め、その方向性を外れない範囲で中小企業の再生支援を行う機関が運営されるようにする必要がある。そこで、中小企業の再生支援についての基本的な考え方を明らかにし、関係支援機関の取り組みを促進するため、経済産業大臣は、中小企業の再生支援に関する基本的な事項を規定する支援指針を定め公表することとしている。（産業活力再生特別措置法第２９条） ②中小企業者の個別具体的な情報に触れるため、認定支援機関の選定は、公平性や中立性といった観点から厳密に行われる必要があるものの、一方のおいてその地域における経済や中小企業の実情に精通していることが求められる。このような公平性・中立性と、地域経済のつながり長の専門性との双方を有している者として、商工会連合会、商工会議所及び中小企業支援法第７条第１項に規定する指定法人を再生支援に係る業務を行う者として認定し（申請に基づく）これらの認定支援機関に中小企業の再生に必要な指導、助言	d		・　中小企業再生支援協議会が再生計画策定等を支援する際に、サービサーの活用が必要と認める場合には、現行制度下でも活用可能。 ・　現在まで、サービサーに債権が譲渡されている企業の再生案件において、計画策定段階において、サービサー関係者が計画策定支援チームのメンバーとなり協力したケースもある。また、協議会がサービサーからの相談を受け、当該中小企業の再生を支援したケースもある。	「その他・要望」に関しては、中小企業庁ホームページにおいて開示済。	zB150016	経済産業省	各県の中小企業再生支援協議会の活性化と有効活用	5129	5129B002	1	民間企業	2	各県の中小企業再生支援協議会の活性化と有効活用	①サービサーの再生機能・ノウハウと第三調整者としての立場を活用できる積極的窓口体制。　②債務圧縮、遊休動資産の処分等B/Sの再生には、サービサーの活用が有効かつスピーディ。	①同協議会の専従メンバーは、地域銀行の08・派遣が主となっており、その相談に限界を感じる。（債務者（企業）と債権者（銀行等）の関係・利害を中立調整できるか。） ②ワンストップ・サービスの実現・・・中小企業支援センター、商工会議所、商工会連合会等の再生窓口の整理 ③相談の持込先は、金融機関が多い		全国の同協議会の活動内容状況の開示（H17/3までの相談件数は6061社、そのうち再生計画の策定完了が456社・・・経済産業省） ①相談件数とその内容、及び実績。支援協議会の運営費用、とそのコスト負担者　②再生企業のモニタリング情報 【その他要望】 事業者向け、サービサーを活用した企業再生スキームのPR（サービサーは不良債権回収だけではありません）

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード (予定)	制度の 所管官庁等	項目 (予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	その他・要望
なし	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第１項第2号に基づき中小企業基盤整備機構が実施	c,e	なし	c： 中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」という）が行う人材育成支援は、全国の中小企業者が職場から比較的近距離の場において、高度かつ専門的な研修が受けられる体制を確立することを目的に中小企業大学校を設置して行っている。さらに最近は大学校設置に伴う学交通至便な場所での研修も大幅に増やしている。 中小機構は、全国１ヶ所の支部等を通じて中小企業との間で年間1万件以上の相談・助言業務を行っており、これを通じて中小企業が直面している経営課題やその解決策について膨大なノウハウを有している。また、各種支援策を通じて、政府はもとより、都道府県、商工会・商工会議所など中小企業支援関係機関との幅広いネットワークを有しており、こうしたネットワークを通じて中小企業のニーズを網羅的に把握することができる。 中小企業の人材育成に係るニーズは、経済社会環境や国の政策動向に応じて日々と変化するものであり、中小機構は日常的な業務やネットワークを通じてリアルタイムにこうしたニーズを把握し、効果的なカリキュラム編成を行いうる立場にある。このため、中小企業大学校を通じた人材育成を市場化テストの対象とすることは適切でない。 大学校施設の維持管理や語学者の受付など一部の業務は既に民間企業に委託している。 なお、中小企業基盤整備機構法第１５条に規定される人材育成に関する業務は、中小機構において実施できる研修業務を明記しているのみであり、民間企業が同様の研修を実施することを阻害するものではない。 但し、中小企業診断士として新規に登録される者の３５、養成課程修了者は、現行の中小企業支援法第１１条第１項第２号の規定に基づき定める中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則において、中小機構（中小企業大学校）が実施する養成課程修了者のみとなっていることから、民間企業の参入を阻害している可能性はある。しかし本件については、本年４月の中小企業政策審議会から出された「中小企業診断士の在り方について」の答申を受け、養成課程の受講資格を現家試験第一次試験合格者とし、診断士として必要な実践能力がより付与されるカリキュラムに見直すとともに、一定の登録基準を満たす民間研修機関等でも実施可能とする措置を講ずるべく、省令を改正し平成１８年１０月から施行できるように手続きを進めているところ。これにより、民間企業がこのような研修を実施することを阻害する法的根拠はなくなることとなる。 e： 中小企業診断士試験対策を目的とした研修は中小機構では		zB150017	経済産業省	中小企業大学校における人材育成支援事業	5130	5130B010	1	民間企業	10	中小企業大学校における人材育成支援事業	現在、独立行政法人中小企業基盤整理機構が実施している「中小企業大学校における人材育成支援事業」を市場化テストの対象とする	都道府県では行うことが困難な人材育成に関する業務は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第１５条の規定に基づき、当該法人が行うこととされている。 しかし、当該法人が所管する中小企業大学校において現在実施されている研修は、女性リーダーの養成や、営業スキルの養成に始まり、財務力強化、中小企業診断士試験対策などといったものであり、民間企業においても十分実施可能なものであり、類似サービスを提供する民業を圧迫している。 平成１３年の特殊法人改革においても当該法人は廃止を含めて見直すとの結論が得られており、市場化テスト	民間教育機関のノウハウを活かした人材育成事業	
特に無し	一事業であって、制度ではない	e	該当無し	当該事業は、すでに民間により実施されており、官業の民間開放のための市場化テストの対象外である。 なお、当該事業の実施主体に関しては、産業財産権制度に関する専門的な知見やノウハウを有すること、及び講習会や相談会等を全国規模で均質的に展開できる組織力･人的資本を有することが必要となる。 発明協会は、従前より知的財産権制度の周知活動のみならず、同制度に関する調査研究や特許情報の提供に携わっており、専門的な知見を有している団体である。また、発明協会は、全国４７都道府県に支部を有しており、その各支部は、自治体との密接な連携関係の下で地域行政にも協力しているため、各地における知的財産権制度に関する拠点として極めて有効であると考える。 よって、発明協会の有する専門的な知見、及び全国的かつ均質的な組織的･人的資本に鑑み、本事業を委託しているところである		zB150018	経済産業省	特許庁出願適正化等指導事業	5130	5130B011	1	民間企業	11	特許庁出願適正化等指導事業	現在、社団法人発明協会が受託、実施している「特許庁の出願適正化等指導事業」を市場化テストの対象とする	本事業は、中小企業等向けに特許普及講座や相談会を実施するものである。現在当該事業は「高度かつ専門的な知見等を必要とする」という理由から、発明協会へ随意契約によって委託されている。 しかし、当該事業において弁理士の活用が検討段階にあるなか、本事業を随意契約とする合理的理由に欠ける。 本事業を発明協会の独占とすることは、同種の相談、指導等を業としている民間の弁理士や弁理士法人の事業を圧迫するものである。 よって本事業を随意契約の対象から除外し、市場化テストの対象とすることが望ましい。	弁理士や弁理士法人を活用した出願適正化等指導事業の実現	